

高教組速報

2015年度
第9号

2016年1月29日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2015確定交渉

宿泊研修の際の勤務時間の割り振り変更の制度化等 新たな回答を引き出し 妥結

高教組は1月22日、今年度の確定交渉の第4回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他7人が、県教委から栗原教職員課長・本田人事管理監他6人が参加しました。交渉の冒頭で県教委は、高教組が求めている宿泊研修の際の勤務時間の割り振り変更の制度化について、「学校教育活動に位置づけられた宿泊研修及び野外活動等の引率業務に従事する場合は、修学旅行の取扱に準じ、勤務時間の割り振り変更をすることができることとしたい」と回答しました。

セミナーハウスでのクラス単位の 宿泊研修も対象となることを確認

「修学旅行の取扱に準じ」の具体的内容は、2泊3日以上の場合は7時間、1泊2日の場合は4時間を、宿泊研修の直前または直後の週で割り振り変更することになります。対象となる「宿泊研修及び野外活動等」については、交渉の中で、校外の施設で実施する宿泊研修(新入生合宿等)だけでなく、学校のセミナーハウスでクラス単位で実施する場合も入ることを確認しました。

「差額」支給は3月下旬か

高教組は第4回交渉までに出された県教委の回答について検討した結果、給与改定について

は、要求している水準には達していないが、基本的に改善の内容であること、盆前後に「学校閉庁日」を設定することや宿泊研修の際の勤務時間の割り振り変更の制度化等、高教組の要求を反映する回答があったことを評価して、県教委の回答を受け入れることを決め、1月28日に今年度の確定交渉を妥結しました。

交渉妥結を受け、2月22日から開会される県議会に給与条例改正案が上程され、審議されます。県教委の回答は、給料表の改善とボーナスの支給月数の引き上げ(0.1月)は、今年度当初に遡っての実施とする内容すから、県議会でも可決されれば、昨年4月以降にすでに支給された給与及びボーナスとの「差額」が、昨年度と同様に3月下旬に支給される見込みです。

現業賃金交渉

給与表改善の上乗せを引き出して妥結

現業賃金交渉の第2回交渉も1月22日に行われました。この交渉で県教委は、第1回交渉で高教組が要求していた、最高号給と再任用賃金の引き上げ額を行政職と同額になるよう増額することについて、要求どおり、引き上げ額を増額する回答を行いました。

高教組はこの回答を評価し、1月28日に交渉を妥結しました。

雪などで学校に行けない時は特休の「災害交通遮断休暇」をとることができます

1月25日は大雪のために学校に出勤することができなかった人が多かったと思いますが、公共交通機関が不通になり、歩いていくのが困難で、車での通勤も危険が伴う場合は、特別休暇の「災害交通遮断休暇」をとることができます。

高教組が、25日に出勤できなかった教職員は「災害交通遮断休暇」になるはずだと県教委に質したところ、県教委も「学校と自宅の距離を勘案して、歩いて来ることができない距離の場合は特別休暇を出してもらっていい」と述べました。